

令和4年度裾野市農業委員会9月総会 議事録

1. 開催日時 令和4年9月12日(月) 午後1時30分から午後2時15分
 2. 開催場所 裾野市役所401会議室
 3. 出席委員

農業委員				農地利用最適化推進員			
議席	氏名	議席	氏名	地区	氏名	地区	氏名
1	杉山 守正	7	鈴木 知華	東	飯塚 邦彦	富岡	勝又 一郎
2	志村 重利	8	渡邊 博美	東	市野 哲也	富岡	眞田 孝三
		9	大庭 清宏	西	大庭 義文	富岡	杉本 義明
4	勝又 和一	10	渡邊 光枝			須山	中村 偉文
5	柏木 一男	11	杉山 克己	深良	宮崎 慎一		
6	杉山 邦利	12(会長)	岡田 廣正				

4. 欠席委員

3	庄司 健一	深良	勝又 俊博				
---	-------	----	-------	--	--	--	--

5. 事務局出席者

事務局長 木原慎也 書記 中村健児 書記 前田一宏 書記 手代木美佳

6. 議事日程

第1 開会

第2 議事録署名委員の指名

9	大庭 清宏	10	渡邊 光枝
---	-------	----	-------

第3 議事

(1) 報第10号 農地法第5条の規定による農地転用届出に対する受理について

(2) 議第16号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について

(3) 議第17号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について

(4) 議第18号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画(案)の決定について

7. 会議の概要

議 長

只今から令和4年度裾野市農業委員会9月総会を開会します。
 本日の委員は12名中11名出席ですので、総会は成立しています。
 議事日程第2の議事録署名人の指名ですが、私から指名させていただくことに異議ございませんか。

(異議なし)

議 長

それでは、9番 大庭清宏委員、10番 渡邊光枝委員にお願いします。
 会議書記の指名を行います。本日の会議書記には農業委員会事務局職員の手代木美佳氏を指名します。
 それでは、議事に入ります。報第10号 農地法第5条の規定による農地転用届出に対する受理について 番号1～3 事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局

はい。報第10号 農地法第5条の規定による農地転用届出に対する受理について 番号1～3

(議案朗読により説明)

議長 　　ただ今の報第10号 番号1～3について、質疑等がありましたらお願いします。

（質問、意見等 なし）

議長 　　質疑等が無いようです。こちらは報告案件ですので、ご了承いただきたいと思います。
次に、議第16号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について 番号1
事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局 　　はい。議第16号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について 番号1
（議案朗読・投影写真により説明）

議長 　　続きまして、地区担当委員 推進委員 市野哲也委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員 　　申請地は、幸伸オートサービス株式会社から南に約340メートルのところに位置
します。

申請地は調整区域内の農地です。面積は2筆合計で175㎡で、地目は登記簿が田、
現況は畑です。

各申請地は、昭和62年当時に譲受人の兄弟が相続遺留分として取得しましたが、
一部の申請地については、新たな相続により現在の所有者となっております。

この間、申請地については、隣地に居住する譲受人が管理を行ってきましたが、譲
渡人が遠方であることにより、申請に至ったものです。

406-1の申請地については、農作業をするための進入路として使用されていま
す。高所での作業を行うため、大型車や重機等が入れる面積が確保されております。
耕作は、受人のみで行いますが、5年ほどの農業経験があり、経験や技術について問
題はありません。

必要な農機具も所有しており、申請地所得後は、果樹の栽培を行っていく計画であ
るため、営農に問題は無いと思われれます。

申請地取得後の経営農地は、4,102㎡で、下限面積を満たしています。通作にか
かる時間は、徒歩で30秒程度です。

他の農地についても、概ね適切に維持管理されています。また、従事日数の基準や、
地域との調和についても問題ありません。

耕作計画によると、果樹の栽培をする予定です。

周辺農地への悪影響は、特にないかと思われれます。ご審議のほどお願いします。

議長 　　ただ今の議第16号 番号1について、質疑等がありましたらお願いします。

（質問、意見等 なし）

議長 　　それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第16号 番号1について、
本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長 　　それでは、全会一致で決定することに決定します。

議長 　　次に、議第16号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について 番号2
事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局 　　はい。議第16号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について 番号2

(議案朗読・投影写真により説明)

議 長

続きまして、地区担当委員 1番 杉山守正委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員

申請地は、裾野市運動公園から北西に約420メートルのところに位置します。申請地は調整区域内の農地です。面積は187㎡で、地目は登記簿が原野、現況が畑です。

申請地は、令和4年に相続により取得しましたが、今まで受人が保全管理を行っていました。このたび、贈与の話がまとまり、申請に至ったものです。

耕作は、受人夫婦と受人の姉の3名で行いますが、30年ほどの農業経験があり、経験や技術について問題はありません。

必要な農機具も所有しており、申請地所得後は、茶の栽培を行っていく計画であるため、営農に問題は無いと思われます。

申請地取得後の経営農地は、6,955㎡で、下限面積を満たしています。通作にかかる時間は、車で10分程度です。

他の農地についても、概ね適切に維持管理されています。また、従事日数の基準や、地域との調和についても問題ありません。

耕作計画によると、茶を栽培する予定です。

周辺農地への悪影響は、特にないかと思われます。ご審議のほどお願いします。

議 長

ただ今の議第16号 番号2について、質疑等がありましたらお願いします。

(質問、意見等 なし)

議 長

それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第16号 番号2について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

それでは、全会一致で決定することに決定します。

次に、議第17号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号1事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局

はい。議第17号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号1

(議案朗読・投影写真により説明)

議 長

続きまして、地区担当委員 推進委員 飯塚邦彦委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員

申請地は麦塚公民館の約350メートル北東側に位置します。

現況は休耕地になっています。

譲受人は、市内で鋼構造物工事業を営む法人で、鉄骨工事請負施行などを扱う事業者です。

現在、申請地東側を所有し資材置き場として利用していますが、今後業務を拡大するにあたり手狭になることから、新たな資材置き場を探していました。

譲渡人は、相続で昭和60年に申請地を取得、3名共有でそれぞれの持ち分3分の1となっていますが、いずれも県外に居住しており、実際の管理は市内の親戚が行っていました。かつては果樹や野菜の作付けをしておりましたが、近年は年数回の保全

管理にとどまり、年齢から管理も難しく休耕地となっていたところ、隣地を所有する譲受人との間で話がまとまったため申請に至ったものです。

農地区分は、第2種農地に該当しますが、代替性の検討がされていて、立地基準は問題ないと思います。

建築物や工作物に該当する施設計画が存在しないため、建築基準法や都市計画法の手続きは不要です。

添付書類から、転用計画が実施される資金力が確認できており、転用面積も適正であることから、一般基準を満たしていると考えられます。

申請地の北側は市道、西側は畑、南側は水路、東側は譲り受け人の所有する資材置き場です。

場内は碎石敷とし、荷下ろし場、加工済み鉄骨の仮置き場として使用する計画で、雨水は自然浸透により処理します。

隣地農地との境界には見切り工、フェンスを新設する計画となっています。

以上のことから、周辺農地への影響は少ないと思います。

審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ただ今の議第17号 番号1について、質疑等がありましたらお願いします。

杉本義明委員 間口は何メートルか。

事務局 計画図に記載されており、10.25メートルです。

議長 ほかに質疑等がありましたらお願いします。

それではお諮りします。議第17号 番号1について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 それでは、全会一致で決定することに決定します。

次に、議第18号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画(案)の決定について 番号1

こちらの案件については、杉山邦利委員が関係する案件になります。農業委員会法第31条第1項に「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」という規定があります。これに準じて、杉山邦利委員は、議案審議の間、一時退席願います。

(杉山邦利委員 退席)

事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局 はい。議第18号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画(案)の決定について 番号1

(議案朗読・投影写真により説明)

議長 続きまして、地区担当委員 4番 勝又和一委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員 利用権設定地は、ヘルシーパーク裾野から北へ約350メートルに位置します。

利用権設定地は2筆で、青地農地です。地目は、公簿が田、現況が畑です。

面積は、2筆合計で1,712㎡です。

貸人は平成29年に相続により農地を取得しました。

利用権設定地は、貸人が遠方に在住していることから管理が行き届いていない状況

でした。近隣で耕作をしている借人は生産拡大のため、農地を探しておりました。貸人と借人の間で、農地中間管理事業を活用し、利用権を設定することで話がまとまり、計画の提出に至ったものです。

借人は認定農業者で、東部産業として苗木や芝、苔の生産を精力的に行っております。経営農地は約13,429㎡で、効率的に管理されています。経験・技術についても問題はありません。

貸付期間は、5年間で、使用貸借によるものです。

耕作管理計画によると、切り花用の花きを栽培する予定です。

周辺農地への影響は特に問題はないと思います。

ご審議をお願いします。

議長 　ただ今の議第18号 番号1について、質疑等がありましたらお願いします。

(質問、意見等 なし)

議長 　それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第18号 番号1について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 　それでは、全会一致で決定することに決定します。

(杉山邦利委員 入室)

議長 　次に、議第18号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画(案)の決定について 番号2 事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局 　はい。議第18号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画(案)の決定について 番号2

(議案朗読・投影写真により説明)

議長 　続きまして、地区担当委員 11番 杉山克己委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員 　利用権設定地は、青葉台南側の清水館病院前の市道2-16号線をすその温泉団地方面に約120メートルほど進み、林道北の沢線を道なりに約1.5キロメートル進みましたところで、市場平と呼ばれ、一団のお茶畑が広がっているところの一角に位置します

利用権設定地は3筆で、白地農地です。地目は公簿、現況ともに畑です。

面積は、3,247㎡のうち2,000㎡です。

貸人は、平成29年に相続し、農地を取得しています。

利用権設定地は、平成25年から農地利用集積円滑化事業を活用して利用権を設定しており、借人は茶の栽培を行ってきました。

令和3年に契約期間内に合意解約をしておりますが、再度契約をすることで話がまとまり、今後は農地中間管理事業を活用して、利用権を設定するため、計画の提出に至ったものです。

借人は認定農業者で、勝国製茶として茶の生産を精力的に行っております。経営農地は約43,000㎡で、効率的に管理されています。経験・技術についても問題はありません。

貸付期間は、10年間で、貸貸借によるものです。賃借料は10アール当たり1万

円で、年間2万円となります。

耕作管理計画によると、茶を栽培する予定です。
周辺農地への影響は特に問題はないと思います。
ご審議をお願いします。

議 長

ただ今の議第18号 番号2について、質疑等がありましたらお願いします。

(質問、意見等 なし)

議 長

それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第18号 番号2について、
本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

それでは、全会一致で決定することに決定します。
次に、議第18号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画(案)の決定につ
いて 番号3、4は関連がありますので、一括して審議いたします。
事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局

はい。議第18号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画(案)の決定につ
いて 番号3、4

(議案朗読・投影写真により説明)

議 長

続きまして、地区担当委員 推進委員 杉本義明委員から議案について説明をお願
いします。

地区担当委員

利用権設定地は、富岡支所から北西へ約330メートルに位置します。
利用権設定地は4筆で、全て白地農地です。
地目は、公簿が山林及び畑、現況は畑です。
面積は、4筆合計で1,108㎡です。
貸人はそれぞれ相続により農地を取得しています。
借人は、JAふじ伊豆なんすん地区本部の新規事業「きままに就農」の希望者です。
当事業で活用する農地を探していたところ、貸人と中間管理事業を活用して、利用権
を設定することで話がまとまり、計画の提出に至ったものです。
借人は、新規のため今回利用権設定する土地1,108㎡が耕作地となり、従事日
数は180日です。耕作は、主に利用権設定者が行いますが、農繁期には妻と一緒に
農作業を行います。
貸付期間は、3年間で、使用貸借によるものです。
耕作管理計画によると、露地野菜を作付けする予定です。
周辺農地への影響は特に問題はないと思います。
ご審議をお願いします。

議 長

ただ今の議第18号 番号3、4について、質疑等がありましたらお願いします。

杉山守正委員

利用権設定地に、収穫した作物の袋詰め等をするための農作業小屋のようなものは
建設する予定があるのか。

事務局

利用権設定地に建設する予定はございません。「きままに就農」の指導者の農作業
所を使用する予定。

- 杉本義明委員 借人の実家が利用権設定地付近にあるため、場所には困らないはず。
- 議 長 ほかに質疑等がありましたらお願いします。
それではお諮りします。議第18号 番号3、4について、本案を原案のとおり許可することに賛成する方は挙手をお願いします。
- (全員挙手)
- 議 長 それでは、全会一致で決定することに決定します。
次に、議第18号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画(案)の決定について 番号5 事務局から議案書の説明をお願いします。
- 事務局 はい。議第18号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画(案)の決定について 番号5
- (議案朗読・投影写真により説明)
- 議 長 続きまして、地区担当委員 推進委員 勝又一郎委員から議案について説明をお願いします。
- 地区担当委員 利用権設定地は、株式会社勝国製茶から東に約70メートルと約300メートルに位置します。
利用権設定地は4筆で、青地が2筆、白地が2筆です。地目は、公簿が田及び畑、現況が畑です。
面積は、4筆合計で4,246㎡です。
貸人は令和3年に相続により農地を取得しています。
借人は、8月の全員協議会で、新規農業参入希望者として営農計画等の説明がありましたが、本格的な農業参入を目指し、にんにくを作付けする農地を探していたところ、貸人と中間管理事業を活用して、利用権設定することで話がまとまり、計画の提出に至ったものです。
借人は、新規のため今回利用権設定する土地約4,246㎡が耕作地となり、従事日数は250日です。耕作は、借人を含めた2名で行いますが、農繁期には3名で農作業を行います。
貸付期間は、3年間で、1反15,000円の賃貸借となります。
耕作管理計画によると、にんにくを作付けする予定です。
周辺農地への影響は特に問題はないと思います。
ご審議をお願いします。
- 議 長 ただ今の議第18号 番号5について、質疑等がありましたらお願いします。
- (質問、意見等 なし)
- 議 長 それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第18号 番号5について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
- (全員挙手)
- 議 長 それでは、全会一致で決定することに決定します。
これをもって令和4年度裾野市農業委員会9月総会を閉会します。

令和4年9月12日（会議録署名人）

9番署名人

大庭清宏

10番署名人

渡邊光稔